

第4節 文久3年の情勢と河下・小津台場の築造

小林 准士（島根大学法文学部准教授）

1. 文久3年の政治情勢

文久2年（1862）、薩摩藩主の実父である島津久光が勅使大原重徳を護衛して江戸に下り、一橋慶喜を将軍後見職に、松平春嶽を政治総裁職に就けることに成功すると、江戸幕府は朝廷の意向を受けて幕政改革を断行した（文久改革）。これより前、安政5年（1858）に幕府は天皇の勅許を経ずに日米修好通商条約を締結したが、文久改革後の文久2年11月には、勅命を奉ずるかたちで攘夷を決定し、翌年4月には同年5月10日を攘夷の実行期限とする回答を朝廷に行うに至る。この回答をうけて、攘夷を声高に主張してきた長州藩は、5月10日、下関を通航するアメリカ船に砲撃を加え、「攘夷」を実行に移した。

このように、文久2年末から翌3年にかけては、日米修好通商条約を含む五ヶ国条約を認めない朝廷との融和を図るために幕府が攘夷を約束し、いわば臨戦態勢をとらざるをえなくなった時期であった。このため、松江藩も攘夷実行を前提とした海防体制の整備を迫られることになる。実際、松江藩は文久2年10月には長崎で西洋式軍艦である八雲丸第一番（鉄船）、第二番（木造船）を購入し海軍力を増強するとともに、翌年正月には兵制改革を行い、習兵所を設け西洋式の軍事訓練を導入し、迫り来る「危機」に備えたのである。

こうした情勢の中、海防の一層の強化のために実施されたのが新たな台場の建設であった。もともと松江藩は、18世紀末からの異国船の渡来増加に伴い、寛政11年（1799）に唐船番を編成し有事の際の対応を取り決め、海岸部に台場を整備していた。これらの台場の存在を前提に、文久年間に入り新たな台場の建設を進めることになり、十六島湾にも2カ所増設することになったのであった。

2. 釜屋台場と網屋台場への砲術士配置

十六島湾周辺に即して、上記の情勢に関わる動向を見てみると、まず文久2年8月に松江藩の軍用方の役人である園山惣七・雨森甚大夫・近藤庄助・増田善三・元メ日野雄市らが神門郡鷺浦（出雲市大社町）に立ち寄った後、「川下釜屋御台場」と「十六島網屋御台場」を巡視したことが注目される⁽¹⁾。前者は楯縫郡川下村（出雲市河下町）にあった釜屋台場、後者は十六島浦（出雲市十六島町）にあった網屋台場を指すと考えてよからう。典拠が不明であるので築造年次に確証を得ないが、『松平定安公伝』（1934年）及び上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』（1941年）によると、寛政11年（1799）からあったとされる台場である。巡視の内容は分からないが、おそらく、海防の強化にあたり従来在台場が使用可能かどうか、改めて確認したのであろう。

続いて、文久3年（1863）3月7日、松江藩は家老の三谷権大夫に対し、海防を目的として、浦手三番備えの部隊を率い楯縫郡国富村（出雲市国富町）に出張することを命じた。ちなみに、このとき一番備えは「指海」（出雲市湖陵町差海）より南、二番備えは同所より北を引き受け、三番備えは楯縫郡の沿岸を担当することになっていた⁽²⁾。三番備えを士大将として率いた三谷権大夫は当初国富村

の康国寺を陣所として駐在したが、4月21日に新たに陣屋が出来上がったことを機に松江に帰った。しかし、一行の中には台場を守る砲術士たちが含まれていて、彼らは三谷権大夫が帰松した後もしばらく駐在することになった。例えば、松江藩の武士の履歴を記した「列士録」によれば、黒沢鉄三と安食寿市はともに3月6日に同所への出張を命じられ9月になってから帰還を許されている⁽³⁾。

もちろん、十六島湾の台場に配置された砲術士たちは黒沢と安食だけではなく、具体的には以下の面々であった⁽⁴⁾。

「十六島」台場	「河下」台場
逸見久蔵（孫左衛門忒）	荒川扇平
田村豊一（伝兵忒）	安食寿市
黒沢鉄三（五郎右衛門弟）	荒川富太郎（扇平忒）
和多田左内（十兵衛忒）	橋本岩三郎（伝右衛門弟）

このうち逸見久蔵などは、西洋流の砲術を学んでいたことが「列士録」の記述から分かり、この時の出張にあたって西洋流砲術を前提とした備えとなっていたことが推察される。また、史料には「十六島」と「河下」という地名が記載されるが、おそらく前者は網屋台場、後者は釜屋台場のことと考えてよいであろう。

但し、国富出張にあたり砲術士に伝えられたと思われる「台場之士心得方」⁽⁵⁾には、「万一戦争之場合ニ至り候節者是迄之台場ニ者不拘便利宜舗場所炮発いたし候儀ハ其節可為見込次第事」であるとか、「大筒配ヶ所ハ是又是迄之台場ニ不拘最寄々々所を分置候分も有之候間…」などの記述が見られる。これにより、大砲を従来の台場にこだわらず設置し使用するよう命じられたことが分かるが、従前の台場の機能の不十分さが認識されていたと見ることもできよう。

3. 河下台場と小津台場の築造

文久3年3月の国富出張にあたり河下（釜屋）の台場に配置された荒川扇平は、同年6月5日に「浦々御台場築造御用懸」に任じられている⁽⁶⁾。また、これより先、同年5月8日には「川下御台場人夫之事」と「十六島御台場入用」のことなどについて、楯縫郡の郡役人から役場に伺いが出され、翌9日には「川下御台場」の取りかかりについて郡奉行の指図が必要であることが問題となっている⁽⁷⁾。以上の点を踏まえると、すでに文久3年5月段階で、十六島湾の台場の修築あるいは新築が問題となり、6月にはその担当に荒川扇平が就任したと判断できる。同様のことは、楯縫郡だけでなく神門郡の方でも問題となっており、永見家（出雲市大社町）の「軍事留」所収の通達でも、新台場の築造にあたり、軍用方の役人とともに郡奉行の指示を仰ぐべきことが藩より指示されていた（文久3年7月）。

そして、同年7月になると、台場の築造に向けた動きが本格化していく。7月19日には、神門郡宇龍（出雲市大社町宇龍）の方から、軍用方奉行の坂本常右衛門、荒川扇平・川崎常八ら軍用方役人と、松田徳右衛門・掘園三郎ら普請方役人が、「川下村十六島浦御台場」と「古津浦新台場」を見分に訪れた⁽⁸⁾。この「川下村十六島浦御台場」は、釜屋台場と網屋台場を指している可能性があるが、「古津浦新台場」は明らかに小津（出雲市小津町）に新設の台場である。

一方、川下村(出雲市河下町)の方に釜屋台場の外に新たに台場が建設され始めたことが分かる史料は、鰐淵寺年行事の『記録』式拾⁽⁹⁾に載る、文久3年8月24日付の松江藩寺社町奉行高井兵大夫・神村義焉の書状である。この書状で高井と神村は鰐淵寺に対し、川下村の二ヶ所に台場を新たに築くことが決まった旨を知らせ、同所を領有する鰐淵寺に対し了承を求めている。そして鰐淵寺側はこれを了承し、以後普請が始まるのである。事実、郡役人による「御用日記」(前掲)の同年9月2日の記事には、「川下御台場小屋之御許容之事」と見え、おなじく同月7日の記事からは、「川下古つ御台場囲小屋」の作事に際し、大工、石屋の手配がなされたことなどが分かる。鰐淵寺の了承が得られると、すぐに工事が始まったのである。

その後、新たに台場が築造されることになった鰐淵寺領の土地については、文久3年の翌年である元治元年(1864)から「年々一作御捨り」として畑8畝13歩8厘・分米3斗8升5合7勺が川下村の年貢負担から差し引かれることになった⁽¹⁰⁾。そして、ようやく慶応元年(1865)閏5月になってから、松江藩に対し鰐淵寺から台場敷地の替え地の申請が出された。これに対し藩は奥宇賀村の年貢米を充てることにしたが領地は設定せず、米高2石1斗9升9合に相当する郡役人仕出し手形を鰐淵寺に渡すこととした⁽¹¹⁾。この点については、「御用日記」元治2年丑閏5月28日にも記載があり、郡役人側の記録で裏付けられる。また、「御用日記」には、「古津浦之分も仕出し帖願書共表願ニ而差出候様永免ニ願置候事」とあり、古津に新設された台場の敷地についても年貢の免除措置があったことが窺える。

このように、河下台場の方の敷地は鰐淵寺領であったために、築造にいたるまでの経緯が主に鰐淵寺文書により分かり、敷地の面積についても判明する。すなわち、台場部分の敷地が「畑1反9畝21歩3厘6毛」(591.36歩 $\approx$ 約1955m²)、併設されたこと分かる合薬蔵が「1畝5歩」(35歩 $\approx$ 約116m²)であり、合わせて2反26歩3厘6歩であった⁽¹²⁾。合薬蔵の方は分からないが、台場の敷地については発掘調査による考古学的知見ともほぼ一致する。

以上の検討から、河下台場と小津台場は文久3年5月ごろから築造の準備が進められて、特に河下台場については9月ごろから築造が始められたことが分かった。ただし、「御用日記」の文久4年7月26日の記事には「川下御台場作事、御軍用方御式人小役方式人出郷」とあり、河下台場の作事が済んでいないことがうかがわれ、また同じく7月27日の記事にも、「奥宇賀年寄甚蔵参、久左衛門名代、古津浦台場直し之儀、御軍用方[△]郡方へ御尋之事」とあり、小津台場の方も修築がなされたことが分かる。「作事」との記載からすれば、土台の土木工事(普請)は済んでいたものの、上部の構造物については何らかの工事がこの時期まで必要であったのであろう。

4. 台場砲術方と農兵

先ほど文久3年3月の国富出張の際に配置された砲術士については述べたが、文久4年5月になると、新たに台場砲術方が配置されたことが、「御用日記」の同年5月27日の記事により判明する。すなわち、口宇賀取立役・川下御台場頭取に近藤伴七、同世話役に青沼兵三郎、また川下受として井上三郎・松本兼之丞・中村順之助の名が、「古津御台場」の方は、頭取として桜井官市、ほかに鐘築平三郎、

奥山甚八、相川宗四郎、古津受として佐野義平太の名があがっている。

頭取・世話役・川下受・古津受という役職の内容はよく分からないが、彼らのうち注目すべきは川下台場頭取の近藤伴七と古津台場頭取の桜井官市で、「列士録」を見ると、両者ともに文久4年5月7日に、「台場砲術方頭取」に任じられていることが分かる。しかも、近藤伴七は元治元年3月24日に「農兵取立方」、桜井官市は文久3年10月10日に「農兵世話役」、元治元年4月29日に「農兵取立方」にそれぞれ任じられている。両者ともに、砲術方頭取は農兵取立方と兼ねての就任であった。

この農兵については、文久3年冬ごろから松江藩領内で募集が始まっていたようである⁽¹³⁾。三谷家に残る、国元の家老から在京の家老に宛てた書状を記録した文書によると、領内に330人余りいる山猟師を「先手」に備えた農兵は、藩の御鉄砲打ち・御鳥見役人を頭とし、十郡出張の農兵取立方・世話役の指揮に従い動くものとされていた。また、農兵のうち、特に役立つ者たちについては、中老により率いられる遊軍として松江に配置するという計画であった⁽¹⁴⁾。

そして、実際の農兵の募集にあたっては、例えば、神門郡には高橋善兵衛が農兵の取り立てに赴いたところ、当初5人しか集まらなかったのが、稽古を始めた文久3年12月23日には50人も集まったという状況についても、同書状では触れられている⁽¹⁵⁾。

尤も、この松江藩による農兵の取り立ては、すでに慶応2年(1866)になると取り止めになっていたようである⁽¹⁶⁾。したがって、農兵は文久3年(1863)の冬からのごく短い間にしか編成されていなかった可能性が高いが、近藤伴七と桜井官市が農兵取立方と台場砲術方を兼ねた時期には、盛んに農兵の取り立てが行われていたことが、またしても「御用日記」から分かる。例えば、文久4年7月25日には、万田村伝六二男弥一(14歳)、同村菊右衛門(39歳)、翌26日には奥宇賀村菊次郎(15歳)、西郷村新六悻梅二郎(15歳)、小境村喜七(38歳)、塩津浦勝之助(33歳)、猪目浦貞之助(19歳)らに対する、農兵取り立てにあたっての「面見」(面接)が実施されている。

この農兵の取り立てが台場とどのような関係するかは不明であるが、おそらく台場の守衛に農兵を動員することが想定されていたのではないかと推察される。従来の唐船番の場合でも、郡ごとに人夫の割り当てがなされ、有事の際には物資や荷物の運搬などに従事することになっていたが、戦闘員としては想定されていなかった。これに対し、農兵の場合は、城下に集住する武士に変わり、有事に即応できる戦力として編成されたものと考えられるのである。近藤伴七と桜井官市が砲術方頭取と農兵取立方を兼任した理由は、以上のような事情にあると思われるのである。

(謝辞)

本報告書の執筆にあたっては、出雲市文化財課嘱託職員の藤原雄高氏(現、石見銀山資料館学芸員)と庄司幸恵氏に、史料の収集や翻刻にあたってお世話になった。この場を借りて御礼を申し上げたい。

注

(1)「御用日記」与頭愛右衛門、新木佐家文書、島根県立図書館蔵。

(2)「台場之士心得方」三谷家文書 20-2-6 (『松江藩家老三谷家文書概要調査報告書』松江市教育委員会, 2005年)

(3)「列士録」島根県立図書館蔵。

- (4) 「御供立役割」前掲三谷家文書 77-6-26-5。
- (5) 前掲三谷家文書 20-2-6
- (6) 前掲「列士録」。
- (7) 前掲「御用日記」。
- (8) 前掲「御用日記」。
- (9) 鰐淵寺藏。
- (10) 『記録』 貳拾壺, 鰐淵寺藏。
- (11) 同上。
- (12) 『記録』 貳拾壺・『諸願控』。
- (13) 前掲三谷家文書 23-4-5。
- (14) 同上。
- (15) 同上。
- (16) 桃文之助「贅言」慶応2年8月15日, 島根県立図書館蔵桃家史料所収。